

後期高齢者 医療制度

後期高齢者医療制度 保険料率が変わります

加入者(被保険者)の方が支払う保険料は、2年ごとに保険料率を決めることがなっており、このたび、北海道後期高齢者医療広域連合から平成22・23年度の新しい保険料率が示されましたので、お知らせします。

平成20・21年度

(年間)

43,143円

平成22・23年度

(年間)

44,192円

【1,049円増】

平成20・21年度

9.63%

平成22・23年度

10.28%

【0.65ポイント増】

均等割
【1人当たりの額】
44,192円

+

所得割

【本人の所得に応じた額】
(平成21年中の所得 - 33万円) × 10.28%

||

1年間の保険料

(100円未満切捨て)
(限度額50万円)

◆保険料の計算方法(平成22年度)

保険料は、全ての加入者(被保険者)の方にかかります。

保険料額は、加入者(被保険者)が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

仮徴収について
4月・6月・8月の期間に年金天引きの対象となる方は、前年の所得が確定するまでは、平成20年中の所得で仮算定された保険料(「仮徴収」といいます)を納めていただきます。基本的には、平成22年2月の年金で納めた額が、平成22年4月、6月、8月の仮徴収額となります。
なお、これまで納入通知書で直接、または口座振替で納めていた方が、新たに4月以降年金天引きの対象となる場合は、年金から天引きされる前に送付する「仮徴収額決定通知书」を確認してください。

◆保険料の軽減

(1) 均等割の軽減

所得に応じて、均等割4万4192円が下の表のとおり軽減さ

れます。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

※保険料の計算は、均等割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

所得が次の金額以下の世帯

軽減割合

均等割額

平成21年度 平成22年度 比較

33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない

9割

4,300円

4,400円

100円増

33万円

8.5割

6,300円

6,628円

328円増

33万円 + (245,000円 × 世帯主以外の加入者数)
※単身世帯の方は該当しません。

5割

21,571円

22,096円

525円増

33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)

2割

34,514円

35,353円

839円増

※この新しい保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、6月に「保険料額決定通知書」で個別に通知します。

(2) 所得割の軽減
加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

※被用者保険とは…

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

◆「医療費通知」について

平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知は、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合から送付しています。

医療費通知は請求書ではなく、医療機関などからの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などにかかった一覧です。

医療機関などの請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。不明な点がありましたら、問い合わせください。

例) 年金収入が180万円の場合

$$180\text{万円} - 120\text{万円} = 33\text{万円} = 27\text{万円}$$

(年金収入) (公的年金等控除) (基礎控除) (軽減に該当)

$$27\text{万円} \times 10.28\% \times 5\text{割} = 13.878\text{円}$$

〈年間保険料のうち所得割額分〉

軽減判定

所得割

- (3) 被用者保険の被扶養者であつた方の保険料の軽減
この制度に入れたときに、被用者保険の被扶養者だつた方には、所得割はかかりず、均等割が9割軽減となります。

国民健康保険

国民健康保険の届け出は 14日以内に

◆加入の手続き

会社などを退職し、今まで加入していた健康保険の資格を喪失した方や、任意継続の資格を喪失した方などは、その時点から国民健康保険に加入しなければなりません。

※届け出には、年金証書などが必要です。
届け出には、事業所で交付される「健康保険資格喪失証明書」など、資格喪失の日が確認できる書類が必要です。

② 40歳以降の加入期間が10年以上ある方

◆脱退の手続き

会社に勤めて健康保険に加入了したり、家族の方の健康保険の被扶養者となつたときなどは、国民健康保険から脱退する手続きが必要です。届け出に必要なものは次のとおりです。

① 新たに加入した健康保険の被保険者証など、加入したことの確認ができる書類
② 国民健康保険の被保険者証(返還していただきます。)

② 40歳以降の加入期間が10年以上ある方

◇問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-15601)

北海道後期高齢者医療係 (☎ 011-290-6602)

◇退職被保険者について

新たに国民健康保険の被保険者になる方で、厚生年金や共済年金などから老齢(退職)年金を受ける65歳未満の方は、その年金の被保険者期間が次のいずれかを満たす場合、その配偶者と被扶養者は、「国民健康保険退職被保険者」となります。

① 合計して20年以上ある方
は、速やかに医療機関に届け出してください。

◆届け出場所 役場町民課・忠類総合支所住民課・札内支所

◆問い合わせ先 町民課国保医療係 (☎ 54-6602)